

住居確保給付金のしおり

離職・廃業又はやむを得ない休業等により
住居を喪失又はそのおそれのある方へ

賃貸物件にお住いの方を対象とした給付金です。
持ち家（住宅ローン）の場合はご利用いただけません。
また、共益費や水光熱費、借地代は対象外です。

令和5年4月

くらしサポートセンター守口（自立相談支援機関）
(以下：くらサポ)

1. 住居確保給付金とは（支給額、支給期間、支給方法など）

離職、自営業者の廃業または本人の責によらない休業や就業機会等の減少によって、住居を失う危険に直面している人に対して給付金を支給し、住居と就労機会の確保を支援する制度です。この制度を利用するためには、ハローワークやくらサポなどの支援機関を活用する必要があります。

●支給額

①を上限とし、家賃の実費分（管理費、共益費、駐車場代を除く。）。
ただし、世帯の収入が基準額を超える場合は、②の式で算出した額

- ①上限額…ア) 39,000円（単身世帯）
イ) 47,000円（2人世帯）
ウ) 51,000円（3～5人世帯）
エ) 55,000円（6人世帯）
オ) 61,000円（7人世帯以上）

②支給額 = (基準額 + 家賃額) - 月の世帯収入合計額

※基準額：世帯人数に応じ次の表のとおり。

世帯人数	基準額
1人	8.4万円
2人	13.0万円
3人	17.2万円
4人	21.4万円
5人	25.5万円
6人	29.7万円
7人	33.4万円

（※8人以上の世帯の基準額は、必要に応じて問い合わせください。）

●支給期間 原則3ヶ月

求職活動等を誠実かつ熱心に実施している方については、自立に至るまで3ヶ月ごとに最長9ヶ月受給可能です。

※延長申請時には、改めて受給要件の審査があります。

●支給方法

貸主、不動産媒介業者等へ守口市から代理納付

※クレジットカードにより賃料を支払われている場合は、ご相談ください。

2. 住居確保給付金受給要件

守口市に居住もしくは居住する予定であり、申請時に以下の①～⑨のすべてに該当する方が対象となります。

<input type="checkbox"/>	①	離職・廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがある者。
<input type="checkbox"/>	②	<p>申請日において、以下のいずれかの状況である。（雇用形態は問いません）</p> <p>イ) 離職・廃業の日から2年以内である。</p> <p>ただし、当該期間に、守口市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を2年に加算した期間（最長4年）。</p> <p>ロ) 本人の責によらない休業等により収入を得る機会が減少し、離職・廃業の場合と同等程度の状況にある。</p>
<input type="checkbox"/>	③	<p>イ) 離職等の日において、申請者が世帯の生計を主として維持していた</p> <p>ロ) 申請日の属する月において、申請者が世帯の生計を主として維持している（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）</p>
<input type="checkbox"/>	④	<p>申請日の属する月（未確定の場合は前月）の世帯全員の収入の合計額が、「収入基準額」以下である（3ページ参照）</p> <p>毎月の収入に変動がある場合は、収入が確定している直近3ヶ月間の収入額の平均に基づき推計することも可能。</p> <p><u>収入には、世帯全員の給料・賞与・事業収入・各種年金（税引き前の支給額）</u> <u>・失業等給付、継続的な仕送り、慰謝料などを含む。</u></p> <p>（参照：収入要件早見表（4ページ））</p>
<input type="checkbox"/>	⑤	<p>申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額×6以下であること（3ページ）参照</p> <p>（算定対象〔資産要件〕（5ページ）参照）</p> <p>なお、負債がある場合でも相殺はしない。</p>
<input type="checkbox"/>	⑥	<p>公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。</p> <p>※上記②ロ) に該当する者で、個人事業所等の方は、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると守口市が認める場合は、申請日の属する月から起算して3ヶ月間（最大6ヶ月間）に限り、当該取組を行うことをもって、前段の求職活動に代えることができる。</p>
<input type="checkbox"/>	⑦	「地方自治体等が実施する類似の給付等」を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない
<input type="checkbox"/>	⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない
<input type="checkbox"/>	⑨	現在、生活保護を受給していない

3. 収入要件・資産要件

●収入要件

申請日の属する月（未確定の場合は前月）の世帯全員の収入の合計額が次の表の金額以下であること。

※算定対象は「収入要件早見表」（4ページ）参照

※収入基準額（上限額）を超える場合は支給対象外となります。

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	収入基準額（基準額+家賃額（上限））
1人	8.4万円	3.9万円	12.3万円
2人	13.0万円	4.7万円	17.7万円
3人	17.2万円	5.1万円	22.3万円
4人	21.4万円	5.1万円	26.5万円
5人	25.5万円	5.1万円	30.6万円
6人	29.7万円	5.5万円	35.2万円
7人	33.4万円	6.1万円	39.5万円

●資産要件

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計が次の金額以下であること。

※算定対象は「資産要件早見表」（5ページ）参照

※金融資産基準額を超える場合は支給対象外となります。

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

収入要件早見表

収入要件	
算定対象	算定対象外
<p>○税引前の稼得収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金 ※通勤手当は算定対象外 　　賞与 ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） 　　原稿料 　　ネットオークションで得た収入 　　（事業として行っている場合に限る） 　　※事業収入赤字は0円 ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） 　　家賃収入 	<p>○特定の目的のために支給される手当・給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の使途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合）
<p>○税引前の収入全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業等給付 (国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む) ・各種年金 国民年金、国民年金基金、厚生年金、厚生年金基金、共済年金、障害年金、障害厚生年金、障害補償年金、遺族補償年金（労災保険） ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・その他 　　仕送り（同居配偶者等以外） 　　養育費（右記以外） 　　婚姻費用分担金 　　慰謝料（継続的なもの） 障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律） 　　健康保険傷病手当 　　ボランティアで得た収入（交通費分は除く。） 	<p>○職業訓練受講給付金</p> <p>○各種保険金の受取 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険（配当金含む） ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る補償金等 <p>○一般的な収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの） ・通常短期間支給される手当・給付 　　休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入 　　（事業として行っていない場合） <p>○雇用継続給付（高齢・育児・介護）</p> <p>○原則 22歳以下かつ就学中の子の収入</p> <p>○給与等に含まれる通勤手当</p>

資産要件早見表

金融資産要件	
算定対象	算定対象外
○現金（右欄※を除く）	○生命保険
○預貯金（右欄※を除く）	個人年金保険（養老保険）
財形貯蓄	学資保険
○債券	※東日本大震災に係る義援金、地震保険の保険金、東京電力からの原子力損害に対する補償金の受取り（その受け取りから1年（給付金支給単位期間の前日から起算して1年）までのもの）
国債	
○株式	
出資金	
○投資信託	
○暗号資産	

4. 住居確保給付金受給中における求職活動等

住居確保給付金は、住居および就労機会等の確保に向けた支援のための制度であることから、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動や自立に向けた活動を行うことが支給要件です。

正当な理由なく求職活動等を行わない場合は、住居確保給付金の支給が中止されますのでご注意ください。

受給中の状況に応じて支援プランを策定するため、くらサポの支援を受けていただく必要があります。

受給期間中の求職活動（申請受理日からの求職活動が必要です）

A離職、廃業、休業等（求職活動を行う方）

①申請時にハローワーク等への求職申込を行う

②常用就職を目指す求職活動を行う

③**月に4回以上**「くらサポ」の支援員による面談等を受ける

面談時に求職活動状況等を支給決定時にお渡しした様式により報告してください。

給与、事業収入のある方は、併せて収入額を確認することができる書類を提出ください

※原則として月1回以上は来庁による面談を行うこととしますが、求職活動や訓練の参加状況等により電話等による報告、確認を可能としています。

④**月に2回以上**ハローワークの職業相談等を受ける

もしくは、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介所でも可能

（大阪福祉人材支援センター、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター）

活動時には、「職業相談確認票（参考様式6）」をハローワーク等に持参してください。

⑤**週に1回以上**求人企業等への応募・面接を受ける

「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式7）」により報告してください。

B休業等（事業再生等自立に向けた活動を行う方）

再延長期間については、上記「A」の活動を行っていただきます

①**月に4回以上**「くらサポ」の支援員による面談等を受ける

面談時に給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を支給決定時にお渡しした様式により報告してください。

給与、事業収入のある方は、併せて収入額を確認することができる書類を提出ください。

※原則として月1回以上は来庁による面談を行うこととしますが、求職活動や訓練の参加状況等により電話等による報告、確認を可能としています。

②**原則月1回以上**経営相談先での経営相談を受ける。

支給決定時にお渡しした「自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）」に経営相談先での相談記録を記載してください。

③月に1回以上経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画（参考様式10）の当該計画に基づく計画を行う。

経営相談先からハローワーク等での求職活動等を行うことが適当と助言を受けた場合は、速やかにくらサポに報告したうえ、「離職、廃業、休業等（求職活動を行う方）」と同様の求職活動をしてください。

5. 職業訓練を受講している者の求職活動等要件の緩和

公共職業訓練及び求職者支援訓練は、求職者の方が早期に就職できるよう、就職に必要な知識・技能・技術の習得を目的に行う訓練であり、受講者は訓練の受講により就職の可能性や新たな就職先の選択肢が増えると考えられることから、職業訓練を求職活動とみなし、求職活動要件を緩和することとされています。

○職業訓練受講中の求職活動等要件

職業訓練受講中は、月に2回以上のハローワーク等の職業相談、週に1回以上の応募または面接について緩和されます。

月に4回以上の「くらサポ」の支援員による面談等については、職業訓練受講開始時にその内容や所要時間等について書類を提出されましたら、職業訓練の時間を勘案のうえ可能な限りの回数の面談等を受けていただくこととなります。

原則として月1回以上は来庁による面談を行うこととしますが、訓練の参加状況等により郵送、電話等による報告、確認を可能としています。

6. 職業訓練受講給付金との併給を可能

職業訓練受講給付金とは、「求職者支援制度の訓練受講者に支給される月10万円の給付金」のことです。

令和5年4月1日から住居確保給付金と職業訓練給付金との併給を可能とする特例が恒久化されました。

7. 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書（様式1-1）
- ② 住居確保給付金支給申請時確認書（様式1-1A）

【くらサポで配布します】

【ホームページでもダウンロード可能】

③ 本人確認書類【次のいずれかをお持ちください】

1点で良いもの（本人の顔写真がある公的書類）

- ・運転免許証（住所変更の場合は両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、
住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、在留カード等

2点必要なもの

- ・健康保険証、住民票、戸籍謄本、印鑑証明、年金手帳等

④ 離職関係書類

1) 離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し

ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他守口市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、離職後当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を2年に加算した期間（最長4年）となります。上記の理由に該当する場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最低限のもの）の写しを提出ください。

【離職】

- ・離職後2年以内の者であることが確認できる書類
(離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等)
ない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えていることが確認出来る通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類
- ・上記で確認できない場合は、申立書を作成。

【廃業】

- ・廃業届等、廃業したことを確認できる書類

2) 収入を得る機会が当該個人の責めに帰するべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

○収入を得る機会の減少を確認できる資料の参考例

- ・勤務日数が減少したことが分かるシフト表
- ・勤務日数が減少したことが分かる給与明細（減少前～減少後の3ヶ月分）や雇用契約書
- ・イベント関係のお仕事をされている方でイベントが中止となったことがわかるチラシや参加依頼メール等
- ・事業所が休業した場合は休業が確認できる資料
- ・自営業の場合予約キャンセル等が相次いだ場合は予約キャンセルのメールの写し
- ・個人事業主の場合 店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる資料
- ・請負契約の場合 注文主からの発注取り消しや減少が確認できる資料

⑤ 収入関係書類 ※世帯全員分必要

- ・給与明細等収入が確認できる書類

【就労収入（派遣、アルバイト等問わず）がある場合には、直近3ヵ月分の収入が分かるもの】

- ・預貯金通帳の収入の振込の記載ページ

- ・雇用保険の失業等給付の「雇用保険受給資格証明書」もしくは「通帳の写し」

- ・年金（国民年金、厚生年金、共済年金、傷害年金、遺族年金等）を受けている場合は「年金証書、年金額改定通知書・振込通知書」等税引き前の年金額が分かる書類

- ・仕送り、養育費等収入がある場合は、その金額がわかる書類（通帳記帳部分等）

⑥ 金融資産が確認できる書類 ※世帯全員分必要

- ・所有している全ての金融機関の通帳（WEB通帳を含む）

最新の状態に記帳し、申請日から3～4ヶ月前までの通帳の写しを提出ください。

- ・債券、株式、投資信託、暗号資産の資産金額が分かる書類

※コピーが準備出来ない場合は、くらサポでコピーを取らせてもらいます。

⑦ ハローワーク求職申込・経営相談申込

「離職、廃業、休業等（求職活動を行う方）」

下記①、②のいずれか

- ・①ハローワークへの求職申込（ハローワーク受付票）

②地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の求職登録受付の分かる書類（大阪福祉人材支援センター、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター）

- ・求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式2）

「休業等（事業再生等自立に向けた活動を行う方）」

- ・公的な経営相談先への経営相談申込を行ってください。（10ページ参照）

A. 守口門真商工会議所

〒571-0045 門真市殿島町6-4



- くらサポで相談後、事前相談の予約をくらサポ担当者から行います。
- 対応可能となった場合は、初回相談の予約日時を調整いたします。
- 2回目以降の相談は、相談者本人と商工会議所との間で調整となります。

B. 大阪府よろず支援拠点

ホームページアドレス: <https://www.yorozu-osaka.jp/>

ご利用には、「支援拠点の利用にあたっての留意事項」をくらサポから掲示・手交いたします。また、以下の事項について同意ください。

- ・個人情報、企業情報の関係機関・団体間での共有
- ・融資手続等、実務代行を行わないなど、支援拠点における相談支援の範囲
- ・助言に基づいた利用者の行為により、相談者及び第三者に損害等が発生した場合の支援拠点の免責
- ・相談における遵守事項及び反社会的勢力排除条項等

- 時間予約制の「来訪相談」を基本とし、電話相談は行っていない。
- くらサポから支援拠点への相談者の個人情報、企業情報の共有をはかる。
- 事前相談は、くらサポ担当者から電話します。（TEL：06-4708-7045）
- よろず支援拠点担当より、対応可能との回答があった場合は、くらサポ担当者が、ホームページ上の相談予約フォームの入力を行います。

⑧ 入居（予定）住宅関係書類【くらサポで配布します】

※貸主、不動産媒介業者等に記入してもらってください。

ア) 住居を喪失している方

⇒入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）

イ) 住居を喪失するおそれがある方

⇒入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）

現在お住まいの住宅の「賃貸借契約書」（全ページ）

くらサポにてコピーを取らせてもらいます。

○①～⑧の申請書類が一式そろった時点で受付印を押印して、受理となります。

○住居確保給付金の受給要件に適合しているか審査する必要があります。申請者の状況等により、補足書類、上記以外の追加書類を提出いただく場合があります。

○申請を受理した後申請書類については返却できません。

8. 住居確保給付金の支給額（例）

①月収が基準額以下の方：支給額は家賃額

◇例 単身世帯で収入が80,000円、家賃が39,000円の場合

⇒39,000円の支給

※家賃額：世帯人数に応じて上限あり。

②月収が「基準額」を超えるが、「収入基準額（基準額+家賃額）」以下の方

計算式（支給額 = （基準額 + 家賃額） - 月の世帯収入合計額）で支給額を決定

◇例 単身世帯で収入が100,000円、家賃が53,000円の場合

$$(84,000\text{円} + 53,000\text{円}) - 100,000\text{円} = 37,000\text{円}$$

⇒37,000円の支給

申請日の属する月、もしくは前月の収入の合計額が次の表の金額以下であること。

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計の金額で計算。

※収入基準額を超える場合は支給対象外となります。

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	収入基準額 (基準額+家賃額 (上限))
1人	8.4万円	3.9万円	12.3万円
2人	13.0万円	4.7万円	17.7万円
3人	17.2万円	5.1万円	22.3万円
4人	21.4万円	5.1万円	26.5万円
5人	25.5万円	5.1万円	30.6万円
6人	29.7万円	5.5万円	35.2万円
7人	33.4万円	6.1万円	39.5万円

9. 住居確保給付金の申請から決定まで (住居喪失者)

住宅を喪失している方の場合

1 住居確保給付金の相談

- ・住居確保給付金を利用できる可能性があるかの相談をします。
申請書類、添付いただきたい書類について説明します。
- ・住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、守口市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、生活福祉資金や緊急小口資金の借入れ申込みを行うことができる可能性があります。

2 入居予定住宅の確保

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した守口市内です。

注意！

住居確保給付金の支給上限額以内（1ページ参照）の家賃（共益費・管理費等は含みません）の住宅に限りますのでご注意ください。

- ・敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨不動産業者等に伝えて下さい。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

3 ハローワーク求職申込・経営相談申込

○9ページの⑦求職申込関係書類をご参照ください。

- ・「離職、廃業、休業等（求職活動を行う方）の方は、ハローワーク等にて求職申込みを行ってください。
また、ハローワークにて、担当者から関連するほかの雇用施策による給付・貸付を受けていないことの確認を受け、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入してもらいます。
既に求職申込みを行っている方もその確認を受けて担当者に記入してもらいます。
- ・「休業等（事業再生等自立に向けた活動を行う方）」の方は、公的な経営相談先への経営相談申込を行ってください。

4 住居確保給付金の申請書、確認書類の提出（8～11ページ）

- ・確認書類で、申請に必要なものをご確認いただき、書類をすべて揃えてご提出ください。必要な書類をすべて提出されてはじめて申請の受付となります。

5 住居確保給付金の審査

- ・審査の結果受給資格ありと判断された場合

「住居確保給付金支給対象者証明書」に併せて、「住居確保報告書」の用紙を配付いたします。「住居確保報告書」は、賃貸借契約締結により、確保していた賃貸住宅に入居しましたら、速やかに提出してください。

- ・受給資格なしと判断された場合

「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

6 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、守口市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みをおこなうことができます。
- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みをおこなうことができます。
※ただし、社会福祉協議会の審査があります。

◆敷金・礼金等の初期費用の捻出が困難な方

- ①「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し
- ②「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し
- ③「ハローワーク求職申込み書」の写し
「経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画（参考様式10）」の写し

◆生活費にお困りの方

- ①「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し
- ②「ハローワーク求職申込み書」の写し
「経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画（参考様式10）」の写し

7 賃貸借契約の締結

「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。

《総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合》

- ・総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、「借入申込書」の写しも提示する必要があります。
- ・賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。
- ・契約締結後、賃貸借契約書の写しを守口市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

8 入居手続き

- ・住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

9 住宅入居後

- ・住宅入居後7日以内に、次の書類をくらサポに提出してください。
①住居確保報告書
②「賃貸借契約書」
③新住所における「住民票」
※提出しなければ、住居確保給付金の支給決定がなされません。

10 住居確保給付金支給の決定

- ・9の書類の提出後、必要な事務手続きを経て、次の書類が交付されます。
①「住居確保給付金支給決定通知書」
⇒大切に保管ください。

②「住居確保給付金支給決定通知書」の写し
⇒受給者から貸主、不動産媒介業者等に提出してください。
⇒6で生活福祉資金（総合支援資金）の生活支援費を借入申込みしている方は、
守口市社会福祉協議会にも提出してください。

③「常用就職届」 申請後に、6ヶ月以上の就職が決まった場合
⇒常用就職した場合に提出していただきます。
併せて、雇用契約書等のコピーの提出をお願いします。

○離職、廃業、休業等（求職活動を行う方） 6ページ参照

④改・参考様式9「求職活動等状況報告書」

⇒月1回の提出が必要です。収入が確定次第、速やかに提出ください。

⑤「職業相談確認票（参考様式6）」月2回以上のハローワーク等における職業相談等

⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。

⑥「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式7）（週1回以上の応募・面接）

⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。

○休業等（事業再生等自立に向けた活動を行う方） 6ページ参照

④「参考様式11自立に向けた活動状況報告書」参考様式11

⇒月1回の提出が必要です。収入が確定次第、速やかに提出ください。

⑤原則月1回以上の経営相談先での経営相談を受けること

⇒住居確保給付金受給中の報告に必要です。

⑥月に1回以上の経営相談先の助言等のもと、

「自立に向けた活動計画（参考様式10）」の当該計画に基づく計画を行うこと。

⇒住居確保給付金受給中の報告に必要です。

11 住居確保給付金支給の開始

・住居確保給付金は守口市から不動産業者等へ直接振り込まれます。

・臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について守口市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。

10. 住居確保給付金の申請から決定まで（住居喪失のある方）

住宅を喪失するおそれのある方の場合

1 住居確保給付金の相談

- ・住居確保給付金を利用できる可能性があるかの相談をいたします。
申請書類、添付いただきたい書類について説明します。

2 ハローワーク求職申込・経営相談申込

09~10ページの⑦求職申込関係書類をご参照ください。

- ・「離職、廃業、休業等（求職活動を行う方）の方は、ハローワーク等にて求職申込みを行ってください。
また、ハローワークにて、担当者から関連するほかの雇用施策による給付・貸付を受けていないことの確認を受け、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入してもらいます。
既に求職申込みを行っている方もその確認を受けて担当者に記入してもらいます。
- ・「休業等（事業再生等自立に向けた活動を行う方）」の方は、公的な経営相談先への経営相談申込を行ってください。

3 住居確保給付金の申請書、確認書類の提出（8~11ページ）

- ・確認書類で、申請に必要なものをご確認いただき、書類をすべて揃えてご提出ください。必要な書類をすべて提出されてはじめて申請の受付となります。

4 住居確保給付金の審査及び支給決定

- ・申請に必要な書類がすべて提出された段階で、住居確保給付金の審査を行います。
- ・審査の結果、

受給資格ありと判断された場合

次の書類を交付します。

①「住居確保給付金支給決定通知書」 ⇒大切に保管ください。

②「住居確保給付金支給決定通知書」の写し
⇒受給者から貸主、不動産媒介業者等に提出してください。

③「常用就職届」 申請後に、6ヶ月以上の就職が決まった場合
⇒常用就職した場合に提出していただきます。

併せて、雇用契約書等のコピーの提出をお願いします。

○離職、廃業、休業等（求職活動を行う方） 6ページ参照

④改・参考様式9 「求職活動等状況報告書」

⇒月1回の提出が必要です。収入が確定次第、速やかに提出ください。

⑤「職業相談確認票（参考様式6）」月2回以上のハローワーク等における職業相談等 ⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。

⑥「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式7）（週1回以上の応募・面接） ⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。

○休業等（事業再生等自立に向けた活動を行う方） 6ページ参照

④「参考様式11自立に向けた活動状況報告書」参考様式11

⇒月1回の提出が必要です。収入が確定次第、速やかに提出ください。

⑤原則月1回以上の経営相談先での経営相談を受けること ⇒住居確保給付金受給中の報告に必要です。

⑥月に1回以上の経営相談先の助言等のもと、

「自立に向けた活動計画（参考様式10）」の当該計画に基づく計画を行うこと。

⇒住居確保給付金受給中の報告に必要です。

受給資格なしと判断された場合

「住居確保給付金不支給通知書」を交付します。

→貸主、不動産媒介業者等に「住居確保給付金不支給通知書」の写しを提出

してください。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

- 住居確保給付金受給中の生活費にお困りになる方は、社会福祉協議会に次の書類を提示して、総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

※ただし、社会福祉協議会の審査があります。下記の書類を提出ください。
次の下記以外の必要書類は、社会福祉協議会にご確認ください。

「住居確保給付金支給対象者証明書（様式3）」

5 住居確保給付金支給の開始

- 住居確保給付金は守口市から貸主、不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。
- 支給決定通知書で支払い予定日をお伝えしています。

11. 受給中の常用就職および収入報告

- ◆受給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」をくらサポへ提出してください。併せて、雇用契約書や雇入れ通知書のコピーの提出をお願いします。
- ◆提出した月の当月以降、収入額を確認することができる書類を、くらサポに毎月提出してください。
- ◆やむを得ない休業等により受給されている方、就労決定した方は、受給中は毎月の就労収入が分かる書類（給料明細、収支報告書等）を提出ください。

12. 延長

- ◆住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば3か月間を2回まで延長することが可能です。
(要件)
 - ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動、事業再生活動を行っていたこと
 - ・世帯の収入と資産が基準額以下であること
- ◆住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月に収入と資産が分かる書類を準備してくらサポへお越し下さい。
- ◆休業等（事業再生等自立に向けた活動を行う方）の期間再延長（7ヶ月目）からは、離職、廃業、休業等（求職活動を行う方）と同様に求職活動要件を満たす必要があります。

令和5年4月以降の住居確保給付金の求職活動等要件整理表

- ・「離職、廃業」：生活困窮者自立支援法第3条第3項及び施行規則第3条第1号
- ・「休業等（就労を目指す者）」：施行規則第3条第2号（ただし書きを除く）
- ・「休業等（事業再生等を目指す者）」：施行規則第3条第2号ただし書き

【離職、廃業、休業等（就労を目指す者）の求職活動等要件】

- ① (申請時等) 公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）※
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談等への参加など）

【休業等（事業再生等を目指す者）の求職活動等要件】

- ①' (申請時等) 経営相談への相談申込み
- ②' 自立相談支援機関での相談（月4回以上）※
- ③' 経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ④' 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
- ⑤' プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

受給者の状態	支給期間中の求職活動要件		
	1~3ヶ月	4~6ヶ月	7~9ヶ月
・離職、廃業 ・休業等（就労を目指す者）	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤
・休業等（事業再生等を目指す者）	①' ②' ③' ④' ⑤'	①' ②' ③' ④' ⑤'	① ② ③ ④ ⑤

13. 支給額を変更できる場合

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、収入が基準額以下に至った場合
- ◆ くらサポに申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類をお持ちのうえ、くらサポにお越し下さい。

14. 住居確保給付金を中止する場合

- ◆ 求職活動報告を怠った場合。
※6ページをご参照ください。
- ◆ くらサポが策定したプランに則った活動をしていただけない場合。
- ◆ 受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合。
- ◆ 住宅を退去した場合
(大家からの要請の場合、くらサポの指示による場合を除く。)について、退去了した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。
直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合。

支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

15. 住居確保給付金の再支給（要件あり）

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ 再支給は次の①、②のいずれかに該当する方が対象です。
 - ①住居確保給付金の支援終了後に、常用就職された新たな会社（直前の離職）を「会社の都合で解雇」、「会社が倒産した場合」の方
あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。
 - ②新たにシフト減等により収入を得る機会が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある方

16. 住居確保給付金の徴収

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、以降の住居確保給付金の支給を中止し、既に支給した給付金を徴収します。

17. 資産・収入状況等の調査

- ◆ 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることができます。
また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることができます。

お問い合わせ先

くらしサポートセンター守口

守口市京阪本通2丁目5-5 守口市役所6階

フリーダイヤル： 0800-200-8011

TEL : 06-6998-4510

FAX : 06-6998-4512

メール : jukaku@yarukimitekure.com